区分＼年度		平成９～平成11	平成12～平成14
土地	宅地	固定資産評価基準 （市街地宅地評価法、その他の宅地評価法）	固定資産評価基準 （市街地宅地評価法、その他の宅地評価法）
	農地	固定資産評価基準	固定資産評価基準
	山林	同　　上	同　　上
	その他	同上（付近地目に比準）	同上（付近地目に比準）
家屋	木造	固定資産評価基準 （本則）（経過措置）	固定資産評価基準 （本則）（経過措置）
	非木造	同　　上	同　　上
償却資産		各年度とも当該年度の固定資産評価基準による	各年度とも当該年度の固定資産評価基準による

固定資産税

平成９～平成11

負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。

- 商業地等の宅地の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額 ×100%
- 住宅用地の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額×住宅用地特例率 ×100%
- 農地の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額 ×100%

区分	負担水準	負担調整率
商業地等の宅地	80%を超えるもの	80%まで引下げ
	60%以上80%以下のもの	据え置き
	40%以上60%未満のもの	1.025
	30%以上40%未満のもの	1.05
	20%以上30%未満のもの	1.075
	10%以上20%未満のもの	1.1
	10%未満のもの	1.15
住宅用地	100%以上	本則課税
	80%以上100%未満のもの	据え置き
	40%以上80%未満のもの	1.025
	30%以上40%未満のもの	1.05
	20%以上30%未満のもの	1.075
	10%以上20%未満のもの	1.1
	10%未満のもの	1.15
農地	90%以上	1.025
	80%以上90%未満のもの	1.05
	70%以上80%未満のもの	1.075
	70%未満のもの	1.1

- 住宅用地の特例措置
 ①小規模住宅用地…評価額×1/6
 ②一般住宅用地　…評価額×1/3
- 著しい地価の下落があった土地の税負担については一定の要件のいずれをも満たすものについては、その税額は据え置かれます。

平成12～平成14

負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。

- 商業地等の宅地の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額 ×100%
- 住宅用地の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額×住宅用地特例率 ×100%
- 農地の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額 ×100%

区分	負担水準	負担調整率
商業地等の宅地 ()内はH14に適用	75(70)%を超えるもの	75(70)%まで引下げ
	60%以上75(70)%以下のもの	据え置き
	40%以上60%未満のもの	1.025
	30%以上40%未満のもの	1.05
	20%以上30%未満のもの	1.075
	10%以上20%未満のもの	1.1
	10%未満のもの	1.15
住宅用地	100%以上	本則課税
	80%以上100%未満のもの	据え置き
	40%以上80%未満のもの	1.025
	30%以上40%未満のもの	1.05
	20%以上30%未満のもの	1.075
	10%以上20%未満のもの	1.1
	10%未満のもの	1.15
農地	90%以上	1.025
	80%以上90%未満のもの	1.05
	70%以上80%未満のもの	1.075
	70%未満のもの	1.1

- 住宅用地の特例措置
 ①小規模住宅用地…評価額×1/6
 ②一般住宅用地　…評価額×1/3
- 著しい地価の下落があった土地の税負担については一定の要件のいずれをも満たすものについては、その税額は据え置かれます。

区分＼年度		平成９～平成11	平成12～平成14
都市計画税	宅地等	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地　…評価額×2/3	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地　…評価額×2/3
	農地	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ

区分＼年度		平成15～平成17	平成18～平成23
土地	宅地	固定資産評価基準 （市街地宅地評価法、その他の宅地評価法）	固定資産評価基準 （市街地宅地評価法、その他の宅地評価法）
	農地	固定資産評価基準	固定資産評価基準
	山林	同　　上	同　　上
	その他	同上（付近地目に比準）	同上（付近地目に比準）
家屋	木造	固定資産評価基準 （本則）（経過措置）	固定資産評価基準 （本則）（経過措置）
	非木造	同　　上	同　　上
償却資産		各年度とも当該年度の固定資産評価基準による	各年度とも当該年度の固定資産評価基準による

固定資産税

平成15～平成17

負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。

- 商業地等の宅地の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額 ×100%
- 住宅用地の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額×住宅用地特例率 ×100%
- 農地の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額×1/3(*) ×100%

(*)は市街化区域農地に適用

区分	負担水準	負担調整率
商業地等の宅地	70%を超えるもの	70%まで引下げ
	60%以上70%以下のもの	据え置き
	40%以上60%未満のもの	1.025
	30%以上40%未満のもの	1.05
	20%以上30%未満のもの	1.075
	10%以上20%未満のもの	1.1
	10%未満のもの	1.15
住宅用地	100%以上	本則課税
	80%以上100%未満のもの	据え置き
	40%以上80%未満のもの	1.025
	30%以上40%未満のもの	1.05
	20%以上30%未満のもの	1.075
	10%以上20%未満のもの	1.1
	10%未満のもの	1.15
農地	90%以上	1.025
	80%以上90%未満のもの	1.05
	70%以上80%未満のもの	1.075
	70%未満のもの	1.1

- 住宅用地の特例措置
 ①小規模住宅用地…評価額×1/6
 ②一般住宅用地　…評価額×1/3
- 著しい地価の下落があった土地の税負担については一定の要件のいずれをも満たすものについては、その税額は据え置かれます。

平成18～平成23

宅地等

負担水準区分に応じて当該年度課税標準額を求める。

- 商業地等の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額 ×100%
- 住宅用地の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 本則課税標準額(*) ×100%

(*)本則課税標準額＝新評価額×住宅用地特例率

	負担水準	当該年度課税標準額
商業地等の宅地	70%を超えるもの	新評価額×0.7
	60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き
	60%未満のもの 前年度課税標準額＋新評価額×0.05…A Aが新評価額×60%を上回る場合　新評価額×0.6 Aが新評価額×20%を下回る場合　新評価額×0.2	
住宅用地	100%以上	本則課税標準額
	80%以上100%未満のもの	前年度課税標準額に据え置き
	80%未満のもの 前年度課税標準額＋本則課税標準額×0.05…B Bが新評価額×80%を上回る場合　新評価額×0.8 Bが新評価額×20%を下回る場合　新評価額×0.2	

- 住宅用地の特例措置
 ①小規模住宅用地…評価額×1/6
 ②一般住宅用地　…評価額×1/3

農地

負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。

- 負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額×1/3(*) ×100%

(*)は市街化区域農地に適用

ただし、評価額(×1/3)を超える場合は、評価額(×1/3)とする。

	負担水準	負担調整率
農地	90%以上100%未満のもの	1.025
	80%以上90%未満のもの	1.05
	70%以上80%未満のもの	1.075
	70%未満のもの	1.1

都市計画税

区分＼年度		平成15～平成17	平成18～平成23
都市計画税	宅地等	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地　…評価額×2/3	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地　…評価額×2/3
	農地	固定資産税と同じ (注)市街化区域農地の特例率…評価額×2/3	固定資産税と同じ (注)市街化区域農地の特例率…評価額×2/3

区分＼年度		平成24～平成26	平成27～令和２
土地	宅地	固定資産評価基準 （市街地宅地評価法、その他の宅地評価法）	固定資産評価基準 （市街地宅地評価法、その他の宅地評価法）
	農地	固定資産評価基準	固定資産評価基準
	山林	同　　上	同　　上
	その他	同上（付近地目に比準）	同上（付近地目に比準）
家屋	木造	固定資産評価基準 （本則）（経過措置）	固定資産評価基準 （本則）（経過措置）
	非木造	同　　上	同　　上
償却資産		各年度とも当該年度の固定資産評価基準による	各年度とも当該年度の固定資産評価基準による

固定資産税

宅地等

平成24～平成26

負担水準区分に応じて当該年度課税標準額を求める。

・商業地等の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額 ×100%

・住宅用地の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 本則課税標準額(＊) ×100%

(＊)本則課税標準額＝新評価額×住宅用地特例率

	負担水準	当該年度課税標準額
商業地等の宅地	70%を超えるもの	新評価額×0.7
	60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き
	60%未満のもの 前年度課税標準額＋新評価額×0.05…A Aが新評価額×60%を上回る場合　新評価額×0.6 Aが新評価額×20%を下回る場合　新評価額×0.2	
住宅用地 24・25年度	100%以上	本則課税標準額
	90%以上100%未満のもの	前年度課税標準額に据え置き
	90%未満のもの 前年度課税標準額＋本則課税標準額×0.05…B Bが新評価額×90%を上回る場合　新評価額×0.9 Bが新評価額×20%を下回る場合　新評価額×0.2	
住宅用地 26年度	100%以上	本則課税標準額
	100%未満のもの	前年度課税標準額×0.05…B
	Bが新評価額×20%を下回る場合	新評価額×0.2

・住宅用地の特例措置
①小規模住宅用地…評価額×1/6
②一般住宅用地　…評価額×1/3

平成27～令和２

負担水準区分に応じて当該年度課税標準額を求める。

・商業地等の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額 ×100%

・住宅用地の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 本則課税標準額(＊) ×100%

(＊)本則課税標準額＝新評価額×住宅用地特例率

	負担水準	当該年度課税標準額
商業地等の宅地	70%を超えるもの	新評価額×0.7
	60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き
	60%未満のもの 前年度課税標準額＋新評価額×0.05…A Aが新評価額×60%を上回る場合　新評価額×0.6 Aが新評価額×20%を下回る場合　新評価額×0.2	
住宅用地	100%以上	本則課税標準額
	100%未満のもの 前年度課税標準額＋本則課税標準額×0.05…B Bが本則課税標準額を上回る場合…本則課税標準額 Bが本則課税標準額×20%を下回る場合 …本則課税標準額×0.2	

・住宅用地の特例措置
①小規模住宅用地…評価額×1/6
②一般住宅用地　…評価額×1/3

農地

平成24～平成26

負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。

・負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額×1/3(＊) ×100%

(＊)は市街化区域農地に適用

ただし、評価額(×1/3)を超える場合は、評価額(×1/3)とする。

	負担水準	負担調整率
農地	90%以上100%未満のもの	1.025
	80%以上90%未満のもの	1.05
	70%以上80%未満のもの	1.075
	70%未満のもの	1.1

平成27～令和２

負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。

・負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額×1/3(＊) ×100%

(＊)は市街化区域農地に適用

ただし、評価額(×1/3)を超える場合は、評価額(×1/3)とする。

	負担水準	負担調整率
農地	90%以上100%未満のもの	1.025
	80%以上90%未満のもの	1.05
	70%以上80%未満のもの	1.075
	70%未満のもの	1.1

区分＼年度		平成24～平成26	平成27～令和２
都市計画税	宅地等	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地　…評価額×2/3	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地　…評価額×2/3
	農地	固定資産税と同じ (注)市街化区域農地の特例率…評価額×2/3	固定資産税と同じ (注)市街化区域農地の特例率…評価額×2/3

区分＼年度		令和３～令和５	令和６～令和８
土地	宅地	固定資産評価基準 （市街地宅地評価法、その他の宅地評価法）	固定資産評価基準 （市街地宅地評価法、その他の宅地評価法）
	農地	固定資産評価基準	固定資産評価基準
	山林	同　　上	同　　上
	その他	同上（付近地目に比準）	同上（付近地目に比準）
家屋	木造	固定資産評価基準 （本則）（経過措置）	固定資産評価基準 （本則）（経過措置）
	非木造	同　　上	同　　上
償却資産		各年度とも当該年度の固定資産評価基準による	各年度とも当該年度の固定資産評価基準による

固定資産税

宅地等

令和３～令和５

負担水準区分に応じて当該年度課税標準額を求める。

・商業地等の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額 ×100%

・住宅用地の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 本則課税標準額(＊) ×100%

(＊)本則課税標準額＝新評価額×住宅用地特例率

	負担水準	当該年度課税標準額
商業地等の宅地	70%を超えるもの	新評価額×0.7
	60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き
	60%未満のもの 前年度課税標準額＋新評価額×0.05(令和4は0.025)…A (令和3) Aは前年度課税標準額とする。 (令和4～5) Aが新評価額×60%を上回る場合 新評価額×0.6 (〃) Aが新評価額×20%を下回る場合 新評価額×0.2	
住宅用地	100%以上	本則課税標準額
	100%未満のもの 前年度課税標準額＋本則課税標準額×0.05…B (令和3) Bは前年度課税標準額とする。 (令和4～5) Bが本則課税標準額を上回る場合…本則課税標準額 (〃) Bが本則課税標準額×20%を下回る場合 …本則課税標準額×0.2	

・住宅用地の特例措置
①小規模住宅用地…評価額×1/6
②一般住宅用地　…評価額×1/3

令和６～令和８

負担水準区分に応じて当該年度課税標準額を求める。

・商業地等の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額 ×100%

・住宅用地の負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 本則課税標準額(＊) ×100%

(＊)本則課税標準額＝新評価額×住宅用地特例率

	負担水準	当該年度課税標準額
商業地等の宅地	70%を超えるもの	新評価額×0.7
	60%以上70%以下のもの	前年度課税標準額に据え置き
	60%未満のもの 前年度課税標準額＋新評価額×0.05…A Aが新評価額×60%を上回る場合　新評価額×0.6 Aが新評価額×20%を下回る場合　新評価額×0.2	
住宅用地	100%以上	本則課税標準額
	100%未満のもの 前年度課税標準額＋本則課税標準額×0.05…B Bが本則課税標準額を上回る場合…本則課税標準額 Bが本則課税標準額×20%を下回る場合 …本則課税標準額×0.2	

・住宅用地の特例措置
①小規模住宅用地…評価額×1/6
②一般住宅用地　…評価額×1/3

農地

令和３～令和５

負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額(C)とする。

※令和3年度に限り、(C)は前年度課税標準額とする。

・負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額×1/3(＊) ×100%

(＊)は市街化区域農地に適用

ただし、評価額(×1/3)を超える場合は、評価額(×1/3)とする。

	負担水準	負担調整率
農地	90%以上100%未満のもの	1.025
	80%以上90%未満のもの	1.05
	70%以上80%未満のもの	1.075
	70%未満のもの	1.1

令和６～令和８

負担水準区分に応じた負担調整率を前年度課税標準額に乗じて得た額とする。

・負担水準 ＝ 前年度課税標準額 ／ 新評価額×1/3(＊) ×100%

(＊)は市街化区域農地に適用

ただし、評価額(×1/3)を超える場合は、評価額(×1/3)とする。

	負担水準	負担調整率
農地	90%以上100%未満のもの	1.025
	80%以上90%未満のもの	1.05
	70%以上80%未満のもの	1.075
	70%未満のもの	1.1

区分＼年度		令和３～令和５	令和６～令和８
都市計画税	宅地等	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地　…評価額×2/3	固定資産税と同じ (注) 住宅用地の特例措置 ①小規模住宅用地…評価額×1/3 ②一般住宅用地　…評価額×2/3
	農地	固定資産税と同じ (注)市街化区域農地の特例率…評価額×2/3	固定資産税と同じ (注)市街化区域農地の特例率…評価額×2/3